

「いじめ防止対策推進法」及び本市の対応について

【いじめ防止対策推進法】（別紙:「いじめ防止対策推進法（概要）」）

○成立（平成 25 年 6 月 21 日）、公布（6 月 28 日）、施行（9 月 28 日）

*自民、公明の与党、民主などの野党がそれぞれ法案を国会に提出、協議の結果一本化。

○「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」の策定（10 月 11 日）

【法制定の目的】〈法第 1 条に規定〉

○いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、対策に関する基本的な方針の策定などについて定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

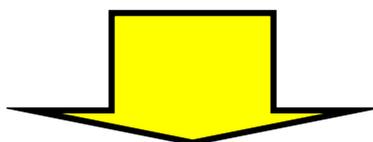
【学校が実施すべき施策】（全ての学校に策定・設置義務）

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ② 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置
※教育委員会において、「学校いじめ防止基本方針」の雛形を作成。
法律上、策定期限はないが、平成 26 年度当初に学校に示す。

【地方公共団体が実施すべき施策】（努力義務）

- ① 「地域基本方針」の策定
- ② 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- ③ 「教育委員会の附属機関」の設置

「策定・設置することが望ましい」とされている。



本市の対応

① 「北九州市いじめ防止基本方針」を策定

⇒第三者検討会議での意見聴取、教育委員会会議での議決、市長決裁により決定。
6月に公表予定。

② 関係機関等で構成する組織を整備

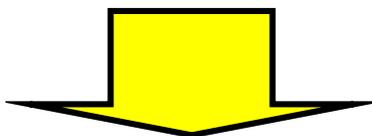
⇒いじめ防止等に関する機関等との連携強化を図るため、既存の「非行防止連絡会議」を基にした、「(仮称)いじめ・非行防止連絡会議」を新設。

③ 「附属機関」を教育委員会に新設

⇒いじめ防止等の対策を実効的に行うため、既存の「いじめ問題等に関する第三者検討会議」を、条例に基づく附属機関として新設。6月議会に条例議案提出。

【重大事態への対処】

- 教育委員会又は学校による調査
- 市長の再調査及び措置



本市の対応

- 重大事態発生時、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告**
- 教育委員会又は学校による調査を実施**
⇒教育委員会に新設する附属機関等により実施。
- 必要があると認めるときは、市長は再調査を行うことができる。調査結果を議会に報告**
⇒再調査は、市長部局に新設する附属機関により実施。
6月議会に条例議案提出。